

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
49000	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

扶桑町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

愛知県 扶桑町長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健事業は、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び関係法令に基づき、母子手帳の交付、新生児の訪問指導や健康診査など妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進のために必要な事業を推進するために行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導に関する事務②新生児の訪問指導に関する事務③健康診査に関する事務④妊娠の届出に関する事務⑤母子手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導に関する事務⑦低体重児の届出に関する事務⑧未熟児の訪問指導に関する事務⑨養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務⑩子育て世代包括支援センター(母子保健型)の事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、表計算又はデータベースソフト(養育医療事務で使用)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 健康管理住民情報ファイル (2) 宛名納付ファイル (3) 養育医療給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条並びに同法別表第一第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項 (第26項、第56の2項、第69条の2項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項 (第69条の2項、第70項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	[養育医療に関する部署] 扶桑町健康福祉部戸籍保険課 [養育医療以外の母子保健に関する部署] 扶桑町健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	[養育医療に関する所属長] 戸籍保険課長 [養育医療に以外の母子保健に関する所属長] 健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	住民課長 鯖瀬 武	住民課長	事後	
平成31年1月28日	5. ②所属長の役職名	介護健康課長 糸井川 浩	介護健康課長	事後	
令和2年6月1日	1. ②事務の概要	-	「⑩子育て世代包括支援センター(母子保健型)の事業の実施に関する事務」を追加	事後	
令和2年6月1日	4. ②法令上の根拠	-	「別表第2 第69条の2項」を追加	事後	
令和3年9月1日	I-4②	番号法第19条第7号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(第26項、第56の2項、第69条の2項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(第69条の2項、第70項)	番号法第19条第8号及び同法別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(第26項、第56の2項、第69条の2項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(第69条の2項、第70項)	事後	
令和4年4月1日	I-5①	[養育医療に関する部署] 扶桑町健康福祉部住民課 [養育医療以外の母子保健に関する部署] 扶桑町健康福祉部介護健康課	[養育医療に関する部署] 扶桑町健康福祉部住民課 [養育医療以外の母子保健に関する部署] 扶桑町健康福祉部健康推進課	事後	
令和4年4月1日	I-5②	[養育医療に関する所属長] 住民課長 [養育医療以外の母子保健に関する所属長] 介護健康課長	[養育医療に関する所属長] 住民課長 [養育医療以外の母子保健に関する所属長] 健康推進課長	事後	
令和4年4月25日	II-2	令和2年5月16日時点	令和4年4月25日時点	事後	
令和4年4月25日	II-2	令和2年5月16日時点	令和4年4月25日時点	事後	
令和5年4月1日	I-1②	健康管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、表計算又はデータベースソフト(養育医療事務で使用)、	健康管理システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名納付システム、個人住民税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、表計算又はデータベースソフト(養育医療事務で使用)、申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	I-5①	[養育医療に関する部署] 扶桑町健康福祉部住民課 [養育医療以外の母子保健に関する部署] 扶桑町健康福祉部介護健康課	[養育医療に関する部署] 扶桑町健康福祉部戸籍保険課 [養育医療以外の母子保健に関する部署] 扶桑町健康福祉部健康推進課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-5②	[養育医療に関する所属長] 住民課長 [養育医療に以外の母子保健に関する所属長] 健康推進課長	[養育医療に関する所属長] 戸籍保険課長 [養育医療に以外の母子保健に関する所属長] 健康推進課長	事後	
令和5年4月1日	I-7	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	I-8	扶桑町総務部総務課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	扶桑町総務部行政課 情報公開・個人情報保 護担当 480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天 道330 問い合わせ先電話番号 0587-93-1111	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和4年4月25日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II-2	令和4年4月25日時点	令和5年3月1日時点	事後	